小千谷市助産師就業補助金交付要綱

（令和８年９月２５日告示第１４９号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、安全・安心な出産環境の確保及び母子保健サービスの充実を図るため、市内で分娩を取り扱う新潟県厚生農業協同組合連合会小千谷総合病院（以下「小千谷総合病院」という。）に就業した助産師に対し、予算の範囲内において小千谷市助産師就業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小千谷市補助金等交付規則（昭和４４年小千谷市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助産師　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第３条に規定する助産師をいう。

(2) 新規就業者　補助金の申請をした日以前の１年以内に小千谷総合病院に新たに就業した助産師をいう。

(3) 転入者　補助金の申請をした日以前の１年以内に本市に住民登録を行い、５年以上継続して本市に居住する意思を有する者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 助産師免許証を有する者

(2) 小千谷総合病院に新規就業者として常時勤務（週３７．５時間以上）する者

(3) 引き続き５年以上、小千谷総合病院に勤務する意思を有する者

(4) 市税の滞納がない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の基本額と加算額の合計額とする。

(1) 基本額　５０万円

(2) 加算額　補助対象者が転入者である場合に限り５０万円

２　この要綱による補助金の交付は、同一の補助対象者につき１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小千谷市助産師就業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 助産師免許証の写し

(2) 就業証明書(様式第２号)

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

２　前項の規定による決定を行ったときは､小千谷市助産師就業補助金交付(不交付)決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気、介護その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 就業を開始した日から５年未満に小千谷総合病院を退職したとき。

(3) 補助対象者が転入者である場合において、本市に住民登録をした日から５年未満に本市から転出したとき。

(4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、小千谷市助産師就業補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、次の各号の区分に応じて小千谷市助産師就業補

助金返還通知書（様式第５号）により返還を命ずることができる。

(1) 小千谷総合病院を退職したとき

ア　就業を開始した日から３年未満で退職したとき　基本額の全額

イ　就業を開始した日から３年以上５年未満で退職したとき　基本額の２分の１

(2) 本市から転出したとき

ア　住民登録をした日から３年未満で転出したとき　加算額の全額

イ　住民登録をした日から３年以上５年未満で転出したとき　加算額の２分の１

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき　補助金の全額

(4) 前条第４号の規定により交付決定を取り消したとき　市長が別に定める額

２　前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、市長が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公表の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。